

豊橋医療センター MR 等の情報提供活動に対する取り決め（第 1 版）

独立行政法人国立病院機構豊橋医療センター 医薬品情報管理室

1. 取り決めの範囲等

- (1) 本取り決めは、以下の情報提供活動に適用する。
 - i 医薬品に関しては、医薬品情報担当者（MR）による活動とする。
 - ii 検査用試薬、医療用消耗品、医療機器に関しては、製造業者または輸入販売業者による活動とする。
- (2) 卸売一般販売業者は原則として申請者に対して情報提供活動を行ってはならない。

2. 活動時間

- (1) 医薬品情報担当者（MR）等の情報提供活動は予約制とし、医師等に予め連絡し了解を得たうえで訪問することとする。病院内でのアポイントなしでの情報提供活動は禁止とする。
- (2) 活動を許可する時間は、避けることを原則とする。ただし、職員の要請があった場合はその限りではない。
- (3) 独各部署において独自の規則や指示がある場合は、それに従うものとする。

3. 活動規制区域

- (1) 情報提供活動は**指定された区域内**で実施するものとし、それ以外の病院診療区域（外来・病棟等）への立ち入りは認めない。特に**患者の目に触れる場所**での活動は禁止とする。ただし、職員の要請があった場合はこの限りではない。
- (2) 院内の公道（廊下等）等での活動は禁止する。
- (3) 医局等で独自に規則、指示等がある場合は、それに従うものとする。
- (4) 医薬品情報担当者（MR）は、当院職員の職務の妨げとなるような情報提供活動を行ってはならない。

4. 活動記録および身分証明

- (1) 出入りに際しては、MONITARO スマートチェックインシステムを用いて、開始時間、訪問目的、訪問先、終了時間等を登録する。
- (2) MONITARO に当院担当者として登録されていない MR は、薬剤部に設置された記録簿に氏名、会社名、開始時間、目的、訪問先、終了時間等を記載する。
- (3) 院内での活動にあたっては、自社のネームプレートおよび当院発行の情報提供許可証を着用する。
- (4) 担当 MR は MONITARO にて登録を行い、担当者の変更があった場合は速やかに登録情報を更新する。
- (5) MONITARO に未登録の MR は、事前に薬剤部へ「医薬品情報担当者（MR）登録申請書」および「情報提供活動申請書」を提出する。担当者の変更があった場合は、新規担当者の申請書を提出するものとする。
- (6) 情報提供許可証は当院にて用意するが、紛失した場合は速やかに薬剤部へ報告する。

5. 医薬品等の情報提供

医薬品等の情報提供医薬品に関する情報は薬剤部を通して、検査用試薬（放射性医薬品は除く）及び検査関連機器に関しては臨床検査科を通して、放射性薬品及び放射性関連機器に関しては放射線科を通して、医療用消耗品及び医療機器に関しては臨床工学室を通して、医師等関係者に速やかに提供すること。

6. 医薬品等の副作用報告制度

医薬品等の副作用報告制度は自発報告が原則である。

当院では、すべての副作用を薬事委員会に報告し、厚生労働省および企業に報告する。

MR 等が医師等より直接副作用情報を聴取した場合は、速やかに薬事委員会に報告する。

【報告先の明確化】

- 医薬品・検査用試薬（放射性を含む）：薬剤部医薬品情報管理室

- 医療用消耗品・医療機器：臨床工学室

7. その他

電話やファクシミリによる医薬品等の情報活動は、緊急時を除き原則として禁止する。

8. 特定区域での自粛

豊橋医療センターにて、

当院および他施設職員が参加する会議・研修会等開催時には、2階の会議室および研修室付近での情報提供活動を行ってはならない。

9. 取り決め違反による留意事項

上記取り決めに違反する場合は、薬事委員会の指示により関係部署で指導し、改善が見られない場合は当該企業および医薬情報担当者（MR）等に対して情報提供活動を停止することがある。

令和7年4月22日 第1版 作成